

防府市債権管理対策委員会設置要綱

令和4年4月13日制定

(設置)

第1条 防府市が有する金銭債権の適切な管理を推進するため、防府市債権管理対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 債権の管理に係る取組方針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、債権管理を適切に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部の部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、収納課長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 環境政策課長
- (2) 福祉総務課長
- (3) 保険年金課長
- (4) 建築課長
- (5) 教育総務課長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部収納課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。